

春の行楽期の

交通安全運動

～めざせ 安全で安心な 北海道～

令和2年

ストップ☆交通事故

5月27日(水)～6月5日(金)

重点

- 観光・行楽に伴う交通事故防止（居眠り運転防止、交通ルールの指導等）
- 高齢者の交通事故防止（交通ルールの指導、夜光反射材の貼付等）
- 自転車の安全利用の推進（自転車安全利用五則を活用した指導等）
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶（飲酒運転をしない・させない・許さない）

北海道後志総合振興局実施要綱

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子供はヘルメットを着用

※北海道自転車条例では、大人もヘルメット着用

- ・飲酒運転
- ・二人乗り
- ・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止と安全確認



デイ・ライト(昼間点灯)運動 通年実施中

ライトを点灯することで、自らの交通安全意識を高める。
ライト点灯車両の存在、位置等を相手に認識してもらう。

主催

北海道後志総合振興局・後志管内各市町村・北海道教育庁後志教育局・小樽警察署・余市警察署・俱知安警察署・岩内警察署・寿都警察署・小樽交通安全協会・俱知安地方交通安全協会連合会・岩内地方交通安全協会連合会・余市地区交通安全協会連合会・寿都地区交通安全協会連合会・後志地区交通安全推進協議会